

## 杉並区総合計画等の改定に関する基本方針について

杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設マネジメント計画について、別紙のとおり改定に関する基本方針を定めましたので報告いたします。

### 1 計画期間

令和9年度から令和12年度まで

### 2 改定に当たっての留意点

- 基本構想が掲げる「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて描いた、8つの分野の将来像を実現するために必要となる事業・取組を改めて精査し、その目標の達成に必要な事業・取組の選定に取り組んでいく。
- 少子高齢社会の進行や深刻化する地球温暖化、長引く物価高騰など、区を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、施策・事業等の在り方について不断の見直しが求められている。このため、すべての施策・事業等について検証を行い、成果や課題を可能な限り客観的に捉えた上で、変化する区民ニーズや国・東京都等の動向を踏まえ、今日的な視点を的確に反映していく。
- 分野を超えた諸課題については、個別分野にとどまらず、施策の連動による、戦略性を持った取組を行うことが不可欠である。このため、施策・事業等の検証に当たっては、従来の枠組みにとらわれない分野横断的な視点から、課題の複合性や連動の必要性を踏まえた検討を行い、一体的な取組として推進することで、より実効性の高い施策展開につなげていく。
- デジタル技術の急速な進展や働き方・生活様式の変化を踏まえ、区民の利便性向上を図るとともに、職員が働きやすく、やりがいを持って業務に取り組める環境づくりを推進する観点から、行政手続や業務プロセスの見直しを通じて、区民サービスの更なる充実と行政運営の効率化・高度化につながる取組を計画に反映していく。

### 3 改定スケジュール（予定）

令和8年	10月	改定案の決定、区議会へ説明
	11月	地域説明会、パブリックコメント（12月初旬まで）
令和9年	1月	改定計画の決定
	2月	区議会に報告
	3月	公表

## 杉並区総合計画等の改定に関する基本方針

### 1 改定の趣旨

区は、基本構想が目指す概ね10年程度を展望したまちの姿である「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するための具体的な道筋として、令和4年1月に杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（現在の区立施設マネジメント計画）（以下「計画」という。）を策定した。

その後、社会経済環境への変化に対応するとともに、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政を更に推進していくために、毎年度必要な計画修正を行うとともに、令和5年度には1年前倒しの計画改定を行い、基本構想が目指すまちの姿の実現に向け、計画に基づく取組を着実に実施してきたところである。

令和8年度は現行の実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設マネジメント計画（第1期）第1次実施プランの計画期間の最終年度であるとともに、基本構想の策定から同構想が描く将来像の実現までの期間における、概ね折り返しの時期に当たる。このため、これまでの取組を踏まえつつ、基本構想が目指すまちの姿の実現に向け、令和9年度以降における更なる取組の推進を加速していく必要がある。

このような認識に基づき、区政を取り巻く社会経済環境を踏まえながら、以下のとおり計画を改定することとする。

### 2 計画改定の基本的な考え方

#### （1）計画期間

計画の期間は、総合計画の終期を踏まえ、令和9年度から令和12年度までとする。

## (2) 人口推計

計画の前提となる人口推計については、別途送付する新たな推計を用いることとする。

## (3) 改定に当たっての留意点

計画改定に当たっては、次の4点に特に留意して取り組むこととする。

### ① 基本構想の実現に向けた事業や取組の精査

基本構想が掲げる「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて描いた、8つの分野の将来像を実現するために必要となる事業・取組を改めて精査し、その目標の達成に必要な事業・取組の選定に取り組んでいく。

### ② 社会経済環境の変化への対応

少子高齢社会の進行や深刻化する地球温暖化、長引く物価高騰など、区を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、施策・事業等の在り方について不断の見直しが求められている。このため、すべての施策・事業等について検証を行い、成果や課題を可能な限り客観的に捉えた上で、変化する区民ニーズや国・東京都等の動向を踏まえ、今日的な視点を的確に反映していく。

### ③ 分野横断的な視点に基づく戦略的な施策展開の検討

分野を超えた諸課題については、個別分野にとどまらず、施策の連動による、戦略性を持った取組を行うことが不可欠である。このため、施策・事業等の検証に当たっては、従来の枠組みにとらわれない分野横断的な視点から、課題の複合性や連動の必要性を踏まえた検討を行い、一体的な取組として推進することで、より実効性の高い施策展開につなげていく。

### ④ 区民の利便性向上と行政運営の効率化・高度化に向けた取組の推進

デジタル技術の急速な進展や働き方・生活様式の変化を踏まえ、区民の利便性向上を図るとともに、職員が働きやすく、やりがいを持って業務に取り組める環境づくりを推進する観点から、行政手続や業務プロセスの見直しを通じて、区民サービスの更なる充実と行政運営の効率化・高度化につながる取組を計画に反映していく。

### 3 各計画の改定の考え方

#### (1) 総合計画

##### ① 施策体系について

基本構想に掲げる 8 つの分野の将来像の実現に向け、十分な検証を行うとともに、分野横断的な取組については必要に応じて施策体系の見直しを図るなど、全体として適切な施策の構成となるよう整理すること。

##### ② 施策指標について

令和 12 年度が目標値の最終設定年度となるが、必要に応じて、施策指標の入替えや見直し、追加等を可能とする。その際、客観的かつ定量的な指標を設定するように努める。ただし、実現可能性などを考慮して安易に目標値の下方修正や施策指標の入替えを行うのではなく、達成が将来像の実現につながる目標値を設定すること。

##### ③ 区政経営改革推進基本方針、協働推進基本方針、デジタル化推進基本方針

基本構想の「区政経営の基本姿勢」の内容を念頭に置き、社会状況の変化や区民への分かりやすさなども踏まえ、現行の各基本方針が分野横断的視点に立ち、総合計画を推進するための基盤として位置付けられているという意義を明確にするとともに、体系の整理も視野に入れた必要な見直しを行う。なお、区政経営改革推進基本方針において示されている「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」についても見直す方向で検討を行う。また、デジタル化推進基本方針については、技術の進歩が早く変化が激しい今日において、単にデジタル技術を導入するにとどまらず、これまで以上に新たな区民サービスの創造や業務変革を見据えた方針とするため名称を「(仮称) 杉並区 D X (デジタル・トランスフォーメーション) 推進基本方針」に変更する。

このほか、方針には、可能な限り指標(目標値)を設定するよう努めるものとする。

#### (2) 実行計画

##### ① 計画事業の見直し等

実行計画は、総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある事業・取組を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画である。これに加え、今回の改定は総合計画の計

画期間における最後の本格的な改定である。このため、既存の実行計画事業については、安易に継続させることにとどめず、施策の目標達成への寄与度や適切な事業量を改めて十分に精査し、寄与度の低い計画事業については、計画事業化の見送りや事業自体の廃止も含めて検討する。あわせて、施策の目標達成に必要な新たな事業・取組についても検討し、計画事業への追加や既存の計画事業との入替え等を行うなど、目標の達成に向け、現状を的確に捉え、必要な見直しを確実に実施すること。

なお、事業量の見直しに当たっては、この間の実績などは踏まえつつも、安易な下方修正は行わないものとする。

## ② 令和9年度予算における新規事業等との整合

令和9年度予算において新規に取り組む事業等については、実行計画に位置付けるべき事業であるか等を精査の上、実行計画に適切に反映し、その整合を図ることとする。

## (3) 区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画

### ① デジタル化推進計画の名称の変更

デジタル化推進計画について、同方針の改定の考え方に基づき見直しを行っていくことを踏まえて、計画の名称も「(仮称) 杉並区DX推進計画」に変更する。

### ② 取組内容の見直し等の方向性

#### 【区政経営改革推進計画】

- ▶ 将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築し、限られた経営資源の中で質の高い区民サービスを安定的に提供するため、区全体の視点から事務事業を点検し、見直しや改善、業務効率化を図るとともに、歳入確保の取組を着実に進めていく。

#### 【協働推進計画】

- ▶ 協働に関する事業については、社会資源を保有する民間事業者や教育機関をはじめとする多種多様な担い手との連携や、デジタルプラットフォームとの連動の観点から、より実効性のある事業となるよう、事業の在り方や仕組みづくりを検討していく。
- ▶ 限られた組織体制の中で持続可能な区政運営を進めていく観点から、地域の担い手との関係づくりを深めるための区職員へのさらなる意識啓

発を進めるとともに、地域の担い手自らが主体的に課題解決を図れるよう、地域人材の発掘・育成の観点にも留意しながら取組を推進する。

【(仮称)DX推進計画】

- ▶ 基本構想に掲げる「デジタルにより誰もが暮らしやすい社会」を見据え、単にデジタル技術の導入自体を目的とするのではなく、その先の新たな区民サービスの創造や、業務の変革につながる取組を計画化し、推進する。
- ▶ 取組の内容や成果を分かりやすく示し、区民等と共有していくため、可能な限り取組内容を明確にし、具体的に事業量や到達目標を設定する。

【その他】

これら3計画は相互に密接に関連し合っていることを踏まえ、一体的な推進を図る観点から、必要に応じて計画体系の整理・見直しを行う。

(4) 区立施設マネジメント計画

① これまでの取組等を踏まえた修正

第1次実施プランの取組やこの間の区立施設を取り巻く環境の変化などを踏まえて必要な修正を行う。

② 第2次実施プランの作成

第1次実施プランの終期が令和8年度であることから、令和9年度を始期とする第2次実施プランを新たに作成する。なお、第2次実施プランには、区立施設マネジメント計画(第1期)の残りの期間である令和9年度から令和12年度までの4年間に実施する具体的な取組を記載する。

4 改定作業の進め方

(1) 区民ニーズの把握・反映

これまでの取組によって示された区民意見や要望、区議会からの要望等を踏まえ、計画に適切に反映できるよう検討すること。

(2) これまでの取組の評価に基づく改定

令和4年1月に策定した当初の計画からこれまで行ってきた計画事業、取組の内容を振り返り、評価検証を適切に行った上で、事業・目的の妥当性、必要性、有効性、優先度、費用対効果など、多面的な側面から内容を精査すること。

また、取組の拡充等、歳出増につながる内容を計画化するに当たっては、スクラップアンドビルドの視点を必ず持つこと。

### (3) 各部局における調書作成

計画改定の作業に当たっては、各部局において十分に議論した上で、別途送付する計画改定用調書の作成要領に基づき、所定の様式により調書を作成すること。部局を横断して取り組むべき課題については、管理職による十分なマネジメントの下、部局間の連携・調整を積極的に行い、所管する事業・取組について漏れなく調書を作成すること。

### (4) 区民に分かりやすい計画

「区政の情報は区民のものである」との認識に基づき、区民に興味関心を持ってもらい、区民が計画を知るきっかけとなるよう努めていく。また、計画の体裁については、区取組それぞれがどのように関連しているか等、区民にとってより分かりやすいものとなるよう検討を行うとともに、計画案を示す広報紙や計画決定後に作成する冊子等においても様々な手段を通じて、区民に分かりやすく伝えていく。

## 5 その他

### (1) 計画の修正について

次期計画期間を4年間とすることから、計画期間の中間期に当たる令和10年度に必要な計画修正を行うこととし、改定後の社会経済環境の変化等に応じた修正は必要に応じて検討し、機動的に対応していくこととする。

### (2) 基本構想等の計画期間の延長等について

令和13年度以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等については、令和8年度に実施する改定作業を踏まえて、令和8年度から令和9年度にかけて検討を行っていく。